

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人杉並マンション管理士会（以下「本会」という。）と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会は「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」の立法の趣旨にのっとり、会員相互の協力によってマンションにおける良好な住居環境を確保するため、マンション管理士として必要な専門知識と技術の習得及び資質の向上に努めることにより、高い職業倫理と能力を有するマンション管理士の養成及びマンション管理士業の定着・発展を図るとともに、マンション管理の適正化と良好なまちづくりの形成に寄与することを目的とする。

- 2 本会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。
  - (1) マンション管理士間の連携
  - (2) マンション管理組合等へのマンション管理士の紹介
  - (3) マンション管理組合、区分所有者への適正なマンション管理のための啓蒙活動
  - (4) 杉並区その他マンションの管理に関する関係団体との連絡・調整・業務の受託
  - (5) 相談会、セミナー等の開催及び講師の派遣
  - (6) 会員向けの研修
  - (7) 会員向けの機関紙等の発行
  - (8) 会員相互の親睦を図るための行事の企画・運営
  - (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(公告方法)

第4条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 本会に、本会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員及び社員

(会員及び社員)

第6条 本会の会員は次の通りとし、正会員を以って、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員:マンション管理士で杉並区に在住又は在勤の者並びに杉並区に住所及び職場のいずれも有しないが本会の会員として相応しいと特に認められる者
- (2) 準会員:入会時にマンション管理士の資格は有していないが、マンション管理についての研鑽を希望する者で、本会の会員として相応しいと認められる者（準会員がマンション管理士の資格を取得した際には、申し出により正会員に移行することができる。）
- (3) 管理組合会員:当会の趣旨に賛同し、マンション管理についての研鑽又は指導を希望するマンションの管理組合
- (4) 賛助会員:前号以外の者で本会の趣旨に賛同し本会への賛助を申し出た個人及び法人

(入 会)

第7条 前条に規定する会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出し理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員は、入会申込書に記載した事項について変更があったときは、変更届を本会に遅滞なく提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により会員として承認された者は、細則で定める入会金を納めなければならない。

#### (会員名簿)

- 第8条 本会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 会 費

#### (会 費)

- 第9条 会員は、施行細則で定める会費を納めなければならない。
- 2 前項の会費は、各年度ごとに年度の初日から6月30日までの間に納入しなければならない。

#### (入会金等及び会費の不返還)

- 第10条 会員は、既に納入した入会金及び会費の返還を求めることができない。
- 2 前項の規定は、第11条及び第13条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

### 第4章 退会及び休会

#### (退会)

- 第11条 本会を退会しようとする会員は、その旨を電子メール又は書面により本会に届けなければならない。
- 2 前項の場合の他、会員は次に掲げる理由により退会する。

- (1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
  - (2) 後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき
  - (3) 第6条第1号に定める会員の条件を満たさなくなったとき
- 3 会員が1年以上会費を滞納し、かつ再三にわたる督促にも関わらず納入に応じないときは、会長（第29条の規定により選定された代表理事をいう。以下同じ。）は、理事会の承認を得て、当該会員を退会させることができる。

#### （休会）

- 第12条 前条第2項の規定にかかわらず、同条第3号に該当することとなった会員が、休会として欲しい旨を電子メール又は書面により申し出た場合には、会長は、理事会の承認を得て、当該会員を休会とすることができる。
- 2 理事会は、前項に定める休会の承認にあたっては、前条第2項第3号該当事由が転勤等によるものであり第6条第1号に定める会員の資格要件を満たすことが将来十分に見込まれることを確認しなければならない。
- 3 第1項の規定により休会とされた会員については、休会中は本定款各条に定める会員としての権利及び義務は生じないものとする。
- 4 第1項の規定により休会とされた会員が5年を経過しても第6条第1号に定める会員の要件を満たすことができなかつた場合には、会長は、理事会の承認を得ることなく当該会員を退会させることができる。

## 第5章 除 名

#### （除名）

- 第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名をすることができる。この場合、その会員に対し、議決の

前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は第2条に掲げる目的に反する行為があったとき
- (2) 定款その他本会の規則に違反し、又は本会の秩序を乱す行為があったとき

## 第6章 社員総会

(構成等)

第14条 社員総会（以下「総会」という。）は、社員をもって構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(議決権)

第15条 総会における社員の議決権は1人につき1個とする。

(議決事項)

第16条 総会は、この定款に別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算の承認に関する事項
- (2) 定款の変更に関する事項
- (3) 施行細則の制定及び変更に関する事項
- (4) 重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関する事項
- (5) 第13条に定める除名及び第31条に定める役員解任
- (6) 理事会において総会に付議することを相当と認めた事項
- (7) その他総会において審議することを相当と認めた事項

(招集)

第17条 本会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議

に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

- 3 総会の招集は、会日より2週間前までに、電子メール又は書面で社員に対して招集通知を発することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 4 前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載しなければならない。

#### (決議の方法)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員は、当該社員に特別の利害関係のある総会の事項については、その議事に参加することができない。この場合、議事に参加できない社員は、出席者の数には算入しない。

#### (決議の省略)

第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (代理人による表決等)

第20条 総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、電子メール又は書面をもって表決し又は電子メール又は書面で他の社員に表決を委任することができる。

- 2 前項の規定に基づき電子メール又は書面をもって表決し又は表決の委任をした者は、第18条第1項及び第2項の規定の適用については、総会に出席した者とみなす。

#### (特別議決)

第21条 第13条並びに第16条第2号及び第4号に規定する事項の議決

は、総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上の同意をもって行う。

(議長等)

第22条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した社員のうちから選任する。

2 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、総会の事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、議事録を書面により作成しなければならない

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに出席者の数を記載し、議長及び出席した社員のうちから議長の指名した社員2名が記名押印しなければならない。

3 会長は、議事録を保管し、社員の請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。

## 第7章 役員

(役員配置)

第24条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 理事のうち1名

(2) 副会長 理事のうち3名以内

(3) 理事 5名以上11名以内(会長及び副会長を含む。)で奇数名とする

(4) 監事 2名以内

(役員職務)

第25条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が指定する副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

3 会長及び副会長以外の理事は、会長を補佐し、本会の業務を分掌する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 本会の資産及び会計の状況の監査

(2) 会長、副会長及びその他の理事の業務執行の状況の監査

(3) 前2号に掲げる状況について監査した結果、不正の点があることを発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

(兼務の禁止)

第26条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員資格)

第27条 本会の理事および監事は、本会の社員の中から総会の議決により選任する。

(理事及び監事の選任の方法)

第28条 本会の理事及び監事の選任は、総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(役付理事)

第29条 会長及び副会長は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 会長は、法人法上の代表理事とする。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の



ものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行なうものとする。
- 6 役員が社員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

#### (役員解任)

第31条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他本会の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

#### (顧問)

第32条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、顧問に対し、本会の運営その他重要事項について諮問し、又は助言を求めることができる。

#### (費用の支給等)

第33条 役員又は顧問が本会の業務を執行するに際して要した費用は、理事会の承認により支弁する。

## 第8章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) 施行細則以外の規則の制定及び改廃
- (4) その他本会の業務の執行に関する事項

(招 集)

第36条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、会日の1週間前までに電子メール又は書面により、各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事（会長及び副会長を含む。）から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載しなければならない。
- 4 理事会を開くことについて、理事全員の同意があったときは、第1項及び前項の招集の手続きを省略することができる。ただし、招集手続きを省略する場合はその旨を速やかに監事に通知しなければならない。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長が務める。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する副会長が議長を務める。
- 3 監事は理事会に出席して、意見を述べることができる。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(書面による表決)

第39条 会長は、やむを得ない事由のため会議を開くことができないと認めるときは、あらかじめ目的たる事項を理事及び監事に示して、理事に対し、電子メール又は書面による表決を求めることができる。

- 2 前項の規定による表決があった場合において、理事全員の同意があったときは、その表決をもって理事会の議決があったものとみなす。
- 3 会長は、電子メール又は書面による表決の結果を遅滞なく理事及び監事に通知しなければならない。

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び出席した理事2名がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 委員会

(委員会の設置)

第41条 本会の目的を達成するために必要と認められるときは、理事会の議決により、本会に各種の委員会を置くことができる。

## 第10章 業務組織

(業務組織)

第42条 本会の事務を処理するため事務所に事務局を置く。

(事務局職員)

第43条 事務局には、必要に応じ事務局職員を置くことができる。

(給料等の支給)

第44条 前条の事務局職員には、給料、手当及び旅費を支給することができる。

## 第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 入会金収入
- (3) 事業収入
- (4) 寄付及び基金の拠出
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第46条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第48条 本会の予算は、毎会計年度会長が作成し、定時総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。
- 3 会長は、前項の規定により支出をしたときは、その旨をその後に開かれる最初の総会に報告しなければならない。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第49条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第50条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第12章 雑 則

(指 導)

第51条 会長は、理事会の承認を得て、会員に対し、マンション管理士の業務に関し指導及び勧告をすることができる。

(施行細則)

第52条 この定款で別に定めるものの他この定款の施行に必要な事項は、施行細則において定める。

- 2 施行細則の制定及び改廃は総会において議決しなければならない。
- 3 前項に掲げる議事については、第18条第1項の規定を適用する。

第13章 附 則

(省略)

上記は、本会の定款に相違ありません。

平成27年6月12日

東京都杉並区上荻一丁目17番5号  
フォーチュン荻窪1F  
一般社団法人杉並マンション管理士会  
代表理事 田 村 晃 清